

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、請願第13号 基礎年金財源における政府負担の確実な実現を求める意見書提出方請願の1件について、厚生委員長の報告は、採択であります。

厚生委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第13号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、請願第14号 障害者権利条約の早期批准を求める意見書方請願の1件について、厚生委員長の報告は、採択であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第14号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、請願第15号 子どもを不安なく生めるよう、産科医及び周産期施設の充実を求める意見書提出方請願の1件について、厚生委員長の報告は、採択であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第15号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

## 産業・建設常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

藤原民夫委員長。

(藤原民夫産業・建設常任委員長登壇)

○藤原民夫産業・建設常任委員長 平成20年第5回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました議案1件、請願3件について、審査いたしました経過と結果についてご報告を申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月15日、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求めて審査いたしております。

それでは、議案第91号 長井市誘致企業基金条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定誘致企業に限らず、市内に立地する企業に対して交付する企業立地補助金の財源として、当該基金の処分を可能にするため提案されたものであります。

審査に当たり、商工観光課長からは、当該基金は、日鍛バルブ株式会社に対して一たん交付された工場用地取得補てん補助金が返還されたことに伴い、平成11年12月に設置されたものである。現在の基金条例は平成20年12月28日で失効することになっているが、この失効期日前に同社が本市に立地する可能性がないことから、同社に限らず、市内に立地しようとする一定規模以上の企業に対して交付する企業立地補助金の財源として当該基金の処分を可能にするため提案するものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、現在の基金残高は幾らになっているか、また、長井市企業立地補助金交付要綱第3条第1号に定める5,000平方メートルの根拠は何か。第4条に定める金額はどの程度になると想定しているかとの質疑がな

され、商工観光課長からは、基金の現在高は約1億2,000万円である。現在、市内の工業団地で操業しているある程度の規模の企業は5,000平方メートル程度となっている。誘致企業あるいは市内企業の立地ということを考えると、5,000平方メートル以上の企業を対象としたい。第4条の金額については、今後さらに検討しなければならないとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第12号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める請願について申し上げます。

本請願は、全国林野関連労働組合東北地方本部置賜森林管理署分会執行委員長、三澤好忠氏から提出されたものであります。

その趣旨とするところは、地球温暖化が深刻な環境問題となり、環境資源としての森林に対する期待が寄せられている。しかし、その一方で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に直面している。このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割強化、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要である。ついては、国有林野事業において、安全で安心できる国民の暮らしを守るため政府関係機関に意見書を提出していただきたいというものであります。

質疑に入り、委員からは、平成19年の行政改革推進法によって緑資源機構が森林総合研究所に継承されているが、このことによって国による補助事業の計画などがとんざすることはないかとの質疑がなされ、農林課長からは、長井市の場合、分収造林事業が関係するが、それぞれの契約に基づいて間伐、除伐、下刈り等、計画

的に実施されていると聞いている。現在のところ支障は出ていないと聞いているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、このような請願が出てきた背景についてどう考えているかとの質疑がなされ、農林課長からは、1つは、材木需要の落ち込みや価格の不振による林業の不振が挙げられる。もう一つは、採算は合わないものの森林整備をしなければならないという地球温暖化防止策としての森林整備があるとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、国有林の果たす役割は非常に大きなものがある。しかしながら、その整備はなかなか進まないという背景からこのような請願が出てきたものと思う。地球温暖化が非常な勢いで進んでいる中、本県では他県に先駆けて緑環境税を創設し、環境対策については先進県でもあり、本市も不伐の森条例を制定するなど環境に関心を寄せている市である。地域住民が一体となって環境を守るなどの観点から本請願には賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻、意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

次に、請願第16号 金融不況対策において雇用や中小企業の安定を前提に打開策をはかることを求める意見書提出方請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長、元木康仁氏から提出されたものであります。

その趣旨とするところは、米国発のサブプライムローン問題に端を発して、世界じゅうが金融不振に陥り、経済は一気に不況局面に変わり、しかもその底が見えない未曾有の危機だと不安感が増している。米国流のグローバリズムのも

とで景気拡大時期にあっても雇用は非正規雇用の増大でしかなく、中小企業も景気の恩恵に浴することができなかった。しかし、一たん不況となると真っ先に犠牲になるのは労働者の雇用であり、中小企業である。今次の不況対策においても同じことが繰り返されるならば安定した雇用はなくなり、中小企業の切り捨てにつながる。それらの結果として、年金などの社会保障制度はその基盤を掘り崩される。ついては、不況対策において雇用と中小企業の存立基盤の安定を優先させるよう政府関係機関に意見書を提出していただきたいというものであります。

質疑に入り、委員からは、本市には派遣労働者がどの程度いるのか、また、市内企業の実態把握をどのように行っているのかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、昨年7月の調査では、パート等も含めて非正規労働者と言われる方が25%程度だった。市内企業の実態調査については、11月17日ごろから長井市商工会議所と共同してヒアリングを実施しているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、市内企業の内定取り消しの状況はどうかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、ハローワークの所長からは高卒者の内定取り消しはないと聞いている。ただ、長井工業の校長は状況を深刻に受けとめているようで、内定後のフォローも必要だと考えているようだと答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、今回の金融危機、経済不況はアメリカのサブプライムローン問題に端を発し全世界に広がったもので、まさに社会問題化している。請願書に記載されている事項については、喫緊の課題として国においてしっかりとした対策を講じていただく必要があることから、本請願には賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻、意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

次に、請願第17号「労働者派遣法」の抜本的改正を求める意見書提出方請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長、元木康仁氏から提出されたものであります。

その趣旨とするところは、全国的に広がる格差、貧困、ワーキングプア等に関する実態が明らかになってきているが、雇用、とりわけ非正規労働者の問題が深刻になっている。規制緩和により拡大された低賃金、無権利の派遣労働者に対する規制の再強化が第1に実施すべき問題である。ついては、労働者派遣法の抜本的改正を行うよう政府関係機関に意見書を提出していただきたいというものであります。

質疑に入り、委員からは、労働者派遣法の改正の経緯はどうなっているのかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、労働者派遣法は1985年に制定されているが、この際の派遣対象業務は、いわゆる専門業務と言われる13の業務であった。その後、1999年に港湾運送、建設、警備、医療関係、製造の業務以外を派遣の対象とする改正が行われている。さらに2003年にも改正が行われているが、その目的は、労働力のミスマッチの解消、雇用機会の拡大、人材派遣労働者の処遇改善とされている。この改正では、期間要件として派遣期間を1年から最大3年に延長すること、製造業についても派遣の対象とすることなどが行われた。また、ある程度労働法の要素にも配慮されたものであったと感じているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、マスコミなどで報道されている内容を見ると、契約期間を前倒ししてリストラされているようだが、法的には問題がないかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、基本的には派遣元と派遣先の契約の中にそのよ

+

うな条項があるとすれば、契約行為としては成立するものと考えているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、労働者派遣法制定の目的の一つとして、雇用の調整ということがあると思う。その雇用調整の中で国内企業の発展の継続というねらいも含めながら時代に合わせて改正してきたのではないかと思っているが、現状を見ると、それが逆に社会問題化するという欠点も内在していたのではないかと思う。このようなことを考えると、よい点は残しても見直しが必要なところは見直すべきであり、本請願には賛成であるとの意見が出されたところがあります。

また、委員からは、今回の不況は100年に1度という金融不安が発端で、経済不況、雇用不安など深刻な社会不安が心配されている。このような中で、働く労働者の権利を守りながら安定的な派遣を求める上でも、請願書にある登録型を廃止し、常用型派遣とすることは妥当である。よって、本請願には賛成であるとの意見が出されたところがあります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻、意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○佐々木謙二議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第9、議案第91号 長井市誘致企業基金条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第12、請願第17号 労働者派

遣法の抜本的改正を求める意見書提出方請願までの4件について、討論の通告がありませんので、登録を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第9、議案第91号 長井市誘致企業基金条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、請願第12号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める請願書の1件について、産業・建設委員長の報告は、採択であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第12号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、請願第16号 金融不況対策において雇用や中小企業の安定を前提に打開策をはかることを求める意見書提出方請願の1件について、産業・建設委員長の報告は、採択であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第16号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、請願第17号 「労働者派遣法」の抜本的改正を求める意見書提出方請願の1件について、産業・建設委員長の報告は、採択であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第17号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

## 予算特別委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭委員長。

(町田義昭予算特別委員長登壇)

○町田義昭予算特別委員長 おはようございます。

平成20年第5回市議会定例会において予算特別委員会に付託になりました議案第93号 平成20年度長井市一般会計補正予算第3号を始め特別会計補正予算5件、水道事業会計補正予算1件の合計7議案について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、12月17日に審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各会計補正予算の概要について担当課長より説明を受けた後、4名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻、会議録によりご承知くださいますようお願い申し上げます、審査の結果のみご報告を申し上げます。

議案第93号 平成20年度長井市一般会計補正予算第3号につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第94号 平成20年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第2号、議案第95号 平成20年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予

算第1号、議案第96号 平成20年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第1号、議案第97号 平成20年度長井市介護保険特別会計補正予算第3号、議案第98号 平成20年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第1号、議案第99号 平成20年度長井市水道事業会計補正予算第2号の6件につきまして、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見については十分意を用いられ、事務の執行に当たられますよう申し上げ、予算特別委員会の審査の報告を終わります。

○佐々木謙二議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

まず、日程第13、議案第93号 平成20年度長井市一般会計補正予算第3号の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第93号について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○佐々木謙二議長 起立多数であります。

よって、議案第93号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第14、議案第94号 平成20年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第2号から、日程第18、議案第98号 平成20年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第1号までの5件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、一括して採決いたします。

議案第94号から議案第98号までの5件につい